

健康保険被扶養者（異動）届 必要書類一覧表（国内居住者）

国内に居住する家族等の扶養申請を行う際、対象者の状況によっては、①②以外に「各種証明書類」の提出が必要となります。

【扶養に入れるとき】

①健康保険被扶養者（異動）届（兼被扶養者状況調査書※） ②住民票（写）（世帯ごと・※続柄の記載は必須）



各種証明書類			●：必ず添付 ○：該当の場合や健保が必要と判断した場合に提出															
対象者	同居義務	対象者の状況	添付書類/発行場所															
			①在学証明書②学生証（両面写） いずれか1点	課税（非課税）証明書	確定申告書類控（全ページ写）	雇用保険受給資格者証（両面写） ※受給終了者は支給終了の旨の押印必須	支給決定通知書（写）	離職票1、2（写）	受給延長通知（写）	資格喪失証明書	雇用保険未加入の旨が記載された退職証明書	③④雇用契約書（写）②収入見額通知書（写） ③④直近3カ月の給与明細（写） いずれか1点	直近の年金支払通知書（写）	送金証明書※非同居の実父母兄弟姉妹は必須 銀行振込・現金書留の（写）	外国人登録証明書（両面写）※在留カード可	戸籍謄（抄）本	障がい者手帳・療育手帳（写）	個人事業廃業届出書（写）
			学校	市区町村	税務署	ハローワーク	健保組合 元	前職企業	ハローワーク	前職企業	前職企業	現職企業	金日 欄本 欄年	金融機関	市区町村	市区町村	市区町村	税務署
配偶者	無	無職（学生以外）		●														
		学生	●	●														
		収入があるとき	失業給付受給中 ※1 下記備考参照	●		●												
			出産・傷病手当金受給中 ※1 下記備考参照	●			●		●	○								
			その他収入・家賃収入・配当等がある場合	●	●								○					
		退職したとき	パート・アルバイトで働いている場合	●								●						
			失業給付を受給する前 ※2 下記備考参照			○				●								
			失業給付を受給しない場合 ※3 下記備考参照					●		○								
			失業給付を受給延長する場合						●	●								
			失業給付を受給終了する場合			●			●									
子（養子含）	無	雇用保険未加入だった場合									●	○						
		年金受給者		●									●					
		外国人		●								○			●			
		障がいをお持ちの方		●									○	○			●	
		個人事業を廃業したとき		●														●
		18歳未満のお子様 ※4 出生児と高校生は下記備考参照	○															
		18歳以上の学生	●	●														
		18歳以上で無職		●														
		18歳以上で収入があるとき（学生以外）	失業給付受給中 ※1 下記備考参照	●		●												
			出産・傷病手当金受給中 ※1 下記備考参照	●			●		●	○								
			その他収入・家賃収入・配当等がある場合	●	●							○						
子（養子含）	無	パート・アルバイトで働いている場合	失業給付を受給する前 ※2 下記備考参照			○				●								
			失業給付を受給しない場合 ※3 下記備考参照					●		○								
			失業給付を受給延長する場合						●	●								
		退職したとき	失業給付を受給終了する場合			●												
			雇用保険未加入だった場合								●	○						
		外国人		●									○	○	●	●	●	
		障がいをお持ちの方		●														

同居・別居の条件については「被扶養者として認定されるための条件」、被扶養者認定基準は「被扶養者資格認定の自己点検チャート」をご確認ください。

※16歳以上の家族の扶養申請を行う際は、併せて「被扶養者状況調査書」の提出が必須となります。

【備考】

※1 各給付金受給中に被扶養者として申請するとき	受給日額が3,612円未満が条件（60歳以上は5,000円未満）
※2 失業給付を受給する前	後日、雇用保険受給資格者証（写）提出が必須 待期間終了後、失業給付を受給し始めた場合は速やかに当組合に連絡してください
※3 失業給付を受給しない場合	失業給付を受給しない理由について申立書が必要
※4 出生児を被扶養者として申請するとき	添付書類なし（夫または妻が被扶養者でない場合は収入証明書が必須）
※4 高校生を被扶養者として申請するとき	在学証明書または学生証（両面）のいずれか1点の写し
その他	養子・養父母を被扶養者として申請するときは戸籍謄本が必須
	離職票の提出が間に合わないときは退職証明書もしくは健康保険資格喪失証明書で代用の上、後日離職票（写）の提出が必須

【扶養から外すとき】

申請対象者の状況	添付する書類		発行場所
就職して他の健康保険に加入したとき	健康保険被扶養者（異動）届	当組合の保険証	就職先の健保
雇用保険の失業給付を受給開始したとき	健康保険被扶養者（異動）届	当組合の保険証	ハローワーク
扶養していた家族が結婚したとき	健康保険被扶養者（異動）届	当組合の保険証	戸籍抄本・婚姻受理証明書のいずれか1点の写し
死亡したとき	健康保険被扶養者（異動）届	当組合の保険証	死亡診断書・除籍謄本などのうちいずれか1点の写し

健康保険被扶養者（異動）届 必要書類一覧表（国内居住者）

国内に居住する家族等の扶養申請を行う際、対象者の状況によっては、①②以外に「各種証明書類」の提出が必要となります。

【扶養に入れるとき】

①健康保険被扶養者（異動）届（兼被扶養者状況調査書※） ②住民票（写）（世帯ごと・※続柄の記載は必須）



各種証明書類			●：必ず添付 ○：該当の場合や健保が必要と判断した場合に提出															
対象者	同居義務	対象者の状況	添付書類/発行場所															
			①在学証明書②学生証（両面写） いずれか1点	課税（非課税）証明書	確定申告書類控（全ページ写）	雇用保険受給資格者証（両面写） ※受給修了者は支給終了の印の押印必須	支給決定通知書（写）	離職票1、2（写）	受給延長通知（写）	資格喪失証明書	公務員は辞令書（写）	③雇用3カ月分の給与明細（写） ④収入見額通知書（写） いずれか1点	直近の年金支払通知書（写）	送金証明書※非同居の実父母兄弟姉妹孫は必須 銀行振込・現金書留の（写）	外国人登録証明書（両面写）※在留カード可	戸籍謄（抄）本	障がい者手帳・療育手帳（写）	個人事業廃業届出書（写）
			学校	市区町村	税務署	ハローワーク	健保組合 元	前職企業	ハローワーク	前職企業	前職企業	現職企業	金日損本 欄	金融機関	市区町村	市区町村	市区町村	税務署
実父母兄弟姉妹孫	無（非同居の場合は送金証明必須）	無職（学生以外）		●										○		●		
		学生	●	●										○		●		
		収入があるとき	失業給付受給中 ※1 下記備考参照	●		●								○		●		
			出産・傷病手当金受給中 ※1 下記備考参照	●			●		●	○				○		●		
			その他収入・家賃収入・配当等がある場合	●	●								○	○		●		
		パート・アルバイトで働いている場合	失業給付を受給する前 ※2 下記備考参照							●		●		○		●		
			失業給付を受給しない場合 ※3 下記備考参照					●		○				○		●		
			失業給付を受給延長する場合						●	●				○		●		
		退職したとき	失業給付を受給終了する場合			●								○		●		
			雇用保険未加入だった場合								●	○		○		●		
		年金受給者		●									●	○		●		
		外国人		●								○		○	●	●		
義理父母兄弟姉妹等（直系以外）	必須（非同居の場合は認定不可）	無職（学生以外）		●										○		●		●
		学生	●	●												●		
		収入があるとき	失業給付受給中 ※1 下記備考参照	●		●										●		
			出産・傷病手当金受給中 ※1 下記備考参照	●			●		●	○						●		
			その他収入・家賃収入・配当等がある場合	●	●								○			●		
		パート・アルバイトで働いている場合	失業給付を受給する前 ※2 下記備考参照							●		●				●		
			失業給付を受給しない場合 ※3 下記備考参照					●		○						●		
			失業給付を受給延長する場合						●	●						●		
		退職したとき	失業給付を受給終了する場合			●										●		
			雇用保険未加入だった場合								●	○				●		
		年金受給者		●									●			●		
		外国人		●								○			●	●		
		障がいをお持ちの方		●									○	○		●	●	
		個人事業を廃業したとき		●												●		●

同居・別居の条件については「被扶養者として認定されるための条件」、被扶養者認定基準は「被扶養者資格認定の自己点検チャート」をご確認ください。

※16歳以上の家族の扶養申請を行う際は、併せて「被扶養者状況調査書」の提出が必須となります。

【備考】

※1 各給付金受給中に被扶養者として申請するとき	受給日額が3,612円未満が条件（60歳以上は5,000円未満）
※2 失業給付を受給する前	後日、雇用保険受給資格者証（写）提出が必須 待期間終了後、失業給付を受給し始めた場合は速やかに当組合に連絡してください
※3 失業給付を受給しない場合	失業給付を受給しない理由について申立書が必要
※4 出生児を被扶養者として申請するとき	添付書類なし（夫または妻が被扶養者でない場合は収入証明書が必要）
※4 高校生を被扶養者として申請するとき	在学証明書または学生証（両面）のいずれか1点の写し
その他	親子・養父母を被扶養者として申請するときは戸籍謄本が必須
	離職票の提出が間に合わないときは退職証明書もしくは健康保険資格喪失証明書で代用の上、後日離職票（写）の提出が必須

【扶養から外すとき】

申請対象者の状況	添付する書類		発行場所
就職して他の健康保険に加入したとき	健康保険被扶養者（異動）届	当組合の保険証	就職先の健保
雇用保険の失業給付を受給開始したとき	健康保険被扶養者（異動）届	当組合の保険証	雇用保険受給資格者証の表裏の写し
扶養していた家族が結婚したとき	健康保険被扶養者（異動）届	当組合の保険証	戸籍抄本・婚姻受理証明書のいずれか1点の写し
死亡したとき	健康保険被扶養者（異動）届	当組合の保険証	死亡診断書・除籍謄本などのうちいずれか1点の写し